

政策調整会議の概要

開催日：H17.3.24

項 目

- 1 菜生海岸の被災について【港湾空港局】
- 2 分煙の庁舎における庁舎内全面禁煙の取り組みについて【総務部】
- 3 県産材利用推進に向けた行動計画（案）について【森林局】

内 容

- 1 菜生海岸の被災について【港湾空港局】

港湾空港局から、室戸市菜生海岸の被災状況について説明があり、以下のとおり意見交換を行った。

【説明概要】

- ・台風23号で決壊した室戸市菜生海岸は、全国で初めての被災形態であったため、「菜生海岸災害調査検討委員会」を設置し、国土交通省とともに調査を行った。
- ・今回の被災は、コンクリートにコーン状のひび割れが生じる「コーン破壊現象」によって、天端のコンクリートを一気に破壊したものである。
- ・室津港沖で13.5mの波を観測したが、100年に1度起こるであろう波をはるかに超えていた。また、過去最高の波も9.5mであった。
- ・潮位も2m80cmと、計画高潮位の2m20cmをはるかに超えていた。その原因は地球温暖化の影響なのか、950ヘクトパスカルの台風が勢力が衰えることなく直撃したことにあると思われる。
- ・復旧対策としては、このような大型の波が来てもパラペットを破壊しないように鉄筋で補強するとともに、防潮堤前面に消波堤を設置することとした。
- ・海岸総点検の結果、補修などが急がれるランクA（老朽やひびわれ等補修を要する箇所）は、高知県の場合延長1.2kmと、海岸保全施設延長全体の0.5%であり、全国平均の2.1%を大きく下回っている。台風被害などで他県よりも補修工事が頻回に行われていることによる。
- ・昨日行われた最終の委員会では、ソフト対策の重要性が強調され、住民への的確な高潮情報の提供（現在行われているナウファス（＝全国港湾海洋波浪情報網）はうまく機能していない。） 気象庁が行っている沿岸波のモデル予想システムの見直し ハザードマップの整備 自主防災組織のリーダー支援、育成 土地利用規制などによる災害に強い県づくり などを行うこととしている。
- ・想定を超える災害に対する安全対策としては、国は海岸堤の点検マニュアルを作成 海岸管理者は台風の前には海岸を巡視するなど、点検を強化 水防協議会においては住民参加型の監視体制を構築 などを行う。
- ・現在は、警戒水位のような波を警戒する仕組みがないので、今後検討する必要がある。

【意見交換】

- ・ハード対策は何年計画でやるのか。
破損部分は、1～2年かけて行い、和歌山、三重、徳島、高知の4県で国に要望していた「津波危機管理緊急対策事業」で対応する予定である。この事業は、港湾、漁港、河川、農林の4分野を網羅しており、ハード事業のみならずハザードマップ作成の基礎調査や情報伝達装置の設置といったソフト事業にも対応できるものである。
- ・避難勧告のあり方も検討すべきであるが、基準作りが難しい。
- ・地震対策を国への重要要望としてあげてはどうか。

2 分煙の庁舎における庁舎内全面禁煙の取り組みについて【総務部】

総務部から、庁舎内全面禁煙の取り組みについて説明があった。

【説明概要】

- ・たばこ規制枠組条約が発布、2月27日に発効したことを受け、現在分煙を行っている庁舎の全面禁煙を行う予定である。
- ・専用の喫煙室がない出先総合庁舎等（計35庁舎）では、全面禁煙を行っており、本庁舎でも可能であると考えている。
- ・17年3月から、専用の喫煙室がある庁舎（分煙庁舎）では、庁舎内禁煙推進デー（毎週水曜日）を設けているが、なかなか取り組みが進んでいない現状である。今後もっとアピールしていかなくてはならないと考えている。
- ・健康面からも是非禁煙を進めたい。職員健康課が禁煙教室なども開設しているので、受講するなどしてほしい。
- ・4月中旬に1週間程度、分煙庁舎で全面禁煙の試行をする。その結果を踏まえて安全衛生委員会で全面禁煙の協議をする。

3 県産材利用推進に向けた行動計画（案）について【森林局】

森林局から、「県産材利用推進に向けた行動計画（案）」について説明があり、以下のとおり意見交換を行った。

【説明概要】

- ・16年10月に制定した「高知県産材利用推進方針」を具体的に進めるため、「県産材利用推進に向けた行動計画」を策定することにした。
- ・方針には、公共建築施設等の木造化の推進 公共土木工事への積極的な木材利用の推進 を2つの柱として定めている。また、公共建築物については木造化の基準（高知県公共建築物木造化基準）を定め、対応することとしている。
- ・行動計画の概要は以下のとおり

（趣 旨）

「高知県産材利用推進方針」を実効性あるものとするため、各部局ごとの取り組みに係る数値目標等を設定し、県自らが率先実行して県産材利用を推進する行動計画を定める。

（計画期間）

平成17～21年度の5年間

（目 標）

公共建築施設等の木造化の推進

<県全体>：全国平均を上回る（基準年：平成15年 高知県19.4%、全国平均23.1%）

<各部局共通>

・県有施設の木造・木質化（高知県公共建築物木造化基準内）：100%

・ " " (" " 基準外)：他工法との混構造や木質化を図る

・備品類の木製品使用：目標数値は定めないが、毎年度着実に導入していく

<森林局・農林水産部・海洋局>：

・補助施設の木造化：100%（農林水産省木材利用拡大行動計画を受けて）

<企画振興部・健康福祉部・文化環境部・商工労働部・土木部・港湾空港局・教育委員会>

・補助施設の木造・木質化：補助事業採択にかかるヒアリング時に要請

